

防火上有効な措置が講じられた壁等の基準

(令和六年三月二十九日)

(消防庁告示第七号)

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第五条の三第二項第二号の規定に基づき、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準を次のように定める。

防火上有効な措置が講じられた壁等の基準

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則(以下「規則」という。)第五条の三第二項第二号の規定に基づき、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準を定めるものとする。

第二 壁等

規則第五条の三第二項第二号の渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 渡り廊下を構成する壁等(床、壁その他の建築物の部分又は防火戸(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。))をいう。以下同じ。)
- 二 地下連絡路(通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるもののうち、当該通路により接続されている建築物又はその部分(当該通路が接続されている階をいう。))の建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部が耐火構造(同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。))であるものをいう。以下同じ。)を構成する壁等
- 三 洞道(換気、暖房若しくは冷房の設備の風道、給水管、排水管、配電管その他の配管類又は電線類その他これらに類するものを敷設するために地中に設けられるものをいう。以下同じ。)を構成する壁等
- 四 前各号に掲げるもののほか、消防長又は消防署長が認める壁等

第三 渡り廊下を構成する壁等に関する基準

渡り廊下を構成する壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 渡り廊下の有効幅員は、当該渡り廊下が設けられている防火対象物の建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた場合にあっては三メートル未満とし、その他の場合にあっては六メートル未満とすること。
- 二 渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離は、一階にあっては六メートルを超えるものとし、二階以上の階にあっては十メートルを超えるものとする。ただ

し、次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

(一) 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根（渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ三メートル以内の距離にある部分に限る。以下（二）において同じ。）が、次のいずれかに該当していること。

イ 耐火構造又は防火構造（建築基準法第二条第八号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）で造られていること。

ロ 耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(二) 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根は、開口部（当該開口部の面積が四平方メートル以内、かつ、防火戸が設けられているものを除く。）を有していないこと。

(三) 渡り廊下は、直接外気に開放されているもの又は次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を同令第二条第五号に規定する準不燃材料で造ったものであること。

ロ 渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積は、四平方メートル以下とすること。この場合において、当該出入口には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、イオン化式スポット型感知器、光電式スポット型感知器、光電式分離型感知器、煙複合式スポット型感知器、イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式分離型感知器若しくは熱煙複合式スポット型感知器（以下ハ（イ）において「イオン化式スポット型感知器等」という。）の作動と連動して閉鎖する構造のものに限る。以下第四号において同じ。）が設けられていること。

ハ 直接外気に接する開口部又は機械排煙設備は、次に定めるところにより設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(イ) 排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又はイオン化式スポット型感知器等の作動と連動して開放するように設けられていること。

(ロ) 直接外気に接する開口部の面積の合計は、一平方メートル以上とすること。

この場合において、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の三分の一以上の幅で長さ一メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の三分の一以上の長さで高さ一メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効なものとする。

(ハ) 機械排煙設備は、渡り廊下の内部の煙を有効に、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては、非常電源が附置されていること。

三 渡り廊下は、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。

第四 地下連絡路を構成する壁等に関する基準

地下連絡路を構成する壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、第三第三号の例によるほか、次のとおりとする。

一 地下連絡路は、耐火構造とし、その壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）並びに床の仕上げを不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。

二 地下連絡路の長さ（地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。）は、六メートル以上とし、その幅員は六メートル未満とすること。ただし、地下連絡路が接続されている部分に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

三 地下連絡路は、前号の出入口を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

四 第二号の出入口の面積は、四平方メートル以下とすること。この場合において、当該出入口には防火戸（建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備であるものに限る。）が設けられていること。

五 地下連絡路には、第三第二号（三）ハ（イ）及び（ハ）の規定により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

第五 洞道を構成する壁等に関する基準

洞道を構成する壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

一 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げを不燃材料でし、かつ、それ

らの下地を不燃材料で造ったものとする。

二 洞道は、洞道が接続されている部分に設けられた開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（当該洞道が接続されている建築物内に設けられるものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

三 洞道内の風道、配管、配線その他これらに類するもの（以下この号において「風道等」という。）が建築物内の耐火構造の床又は壁を貫通する場合は、風道等と当該貫通する部分の隙間を不燃材料で埋めること。ただし、洞道の長さが二十メートルを超える場合は、この限りでない。

四 第二号の点検のための開口部には、防火戸（当該開口部の面積が二平方メートル以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

五 第二号の換気のための開口部の面積は、二平方メートル以下とすること。この場合において、常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

第六 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準

消防長又は消防署長が認める壁等に関して規則第五条の三第二項第二号の消防庁長官が定める基準は、消防長又は消防署長が、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして、規則第五条の三第二項第一号又は第三から第五までに定める基準による場合と同等以上の安全性を確保することができるものと認めるものとする。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。